

**2019(令和元)年度
杏林大学外部評価委員会
外部評価報告書**

2020年3月

目 次

外部評価委員会委員（敬称略）

委 員	清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
	今井 浩三	北海道大学客員教授 札幌医科大学名誉教授
	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授・弁護士

外部評価委員会

日 時 : 2020年3月11日 15時 ~ 17時30分

出席者 : 外部評価委員 2名、本学関係者 4名

I 総評

II 概評及び提言

I 総評

新しい年を迎えて、文部科学省から「教学マネジメント指針」が公表された。学修者本位の教育の実現を強調して作られたこの指針については、その策定も情報公表も義務化されたわけではないが、各大学の内部質保証の確立とも密接に関わる重要なものである。基本的には、提示された5項目に関して大学レベル、学位レベル、授業レベルで実施することが求められ、学習成果を起点とした内部質保証システムの構築が目指されている。

こうした観点から貴学の自己点検・評価の取組みをみた場合、全体として大瀧純一学長の適切なリーダーシップの下で、全学及び学位プログラムごとに教学マネジメントの確立に向けた意欲的な努力を感じ取ることができる。今回の外部評価の対象は、4つの基準領域に限定されたものであるが、その内容は他大学の範となるべき点も多く、高く評価できるものとなっている。

今後はさらに、教育改善の取組が十分な教育成果に結びつき、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者からも理解されるよう、引き続き教育の質保証の取組みを推進されることを期待している。

<内部質保証>

貴学における内部質保証は、大学や学部・研究科等の自律性に根差した教学上の発展に向けた取組として十全に機能しているといえる。また、教育研究活動、自己点検・評価その他の組織運営や諸活動の状況等は適切に社会に公表されており、公表内容の更新努力もなされている。

内部質保証のための全学的な方針は「杏林大学内部質保証の方針」に定められ、内部質保証の推進に責任を負う組織体制や手続、教育の質の検証及び改善・向上のための指針を明確にしている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的かつ中核的な責任組織は学部長会議（学長議長）とし、その下に全学委員会としての「自己点検・評価委員会」が設置され、さらに学部・研究科等の各部門・部署に自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）が置かれている。内部質保証を掌る組織体制は十全に整備され、内部質保証の有効性を検証する外部評価の体制も整えられている。

全学レベルの自己点検・評価委員会による自己点検・評価及び外部評価の結果は、改善が必要と認められる事項については、学部長会議は当該部門の長に改善の実施を指示し、結果は当該部門長から学長に報告される。こうしたPDCAサイクルを通じて日常的な改善が図られつつある。

各学部・研究科における3つの方針（DP、CP、AP）は、全学的な基本方針及び学部・研究科の理念・目的及び教育目標を踏まえて適切に設定されている。また、外部機関等からの指摘事項に対応する体制や仕組みも整備され、実行性も確認することができる。

課題としては、情報公開の適切性を検証する全学的な組織が設けられておらず、早期の対応が望まれる。また、全学的な内部質保証システム及びPDCAサイクルの適切性については、まだ内部質保証を推進するための組織体制を整備したばかりであり、今後さらに検証・評価のための目的あるいは視点の設定も望まれる。

＜教育課程・学習成果＞

授与する学位ごとに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が定められ、履修案内やシラバスをはじめ、大学ホームページ上で広く一般にも公開されている。絶えず変化している現代社会に対応しつつ総合大学としての個性化を図っている点が特徴的である。

いずれの学部・研究科においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、カリキュラムマップやカリキュラムツリーあるいは科目ナンバリング等によって教育課程の体系性と順次性を確保し、それらを学生に明示している。

学生が卒業あるいは修了するまでに身につけるべく学習成果については、すべての学部・研究科において、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を開発・実践している。具体的には、GPA、学生自己評価調査をはじめ、国家試験の合格率、共用試験（CBT、OSCE）、グローバル・ルーブリック、各種テスト、大学IRコンソーシアム「学生共通調査」、卒業生調査などが活用されている。

学士課程では初年次教育、高大接続への配慮、建学の精神である「真・善・美の探究」を反映した教養教育と専門教育の適切な配置等が、大学院課程ではコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等がなされている。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置も講じられている。具体的には、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るためのCAP制（履修登録単位数の上限設定）、授業の到達目標や学習成果の指標、成績評価方法・基準等を明示したシラバスの作成、授業評価アンケートに基づくシラバスと授業内容との整合性の確保のほか、学生の主体的な学びを促進させるアクティブラーニングを取り入れた授業や少人数編成の授業、教職員協働によるガイダンスや適切な履修指導などが挙げられる。

成績評価、単位認定及び学位授与については、すべての学部・研究科において適切に行われ、大学院研究科においては学位論文審査基準や学位審査手続きが明示され、「履修案内」や「シラバス」「大学院要項」等で学生に明示されている。

教育課程及びその内容、方法の適切性についても定期的な点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に結びつけている。

課題としては、一部の学部においてアセスメントポリシーが策定されておらず、学修成果測定の充実が求められる。また、履修希望者が多い科目については、クラス数を増やすなどして効果的な学習ができるよう対処することが望まれる。

＜学生の受け入れ＞

大学の建学の精神である「真・善・美の探究」を明確に理念として掲げ、この理念を大前提として、学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針が適切に設定・公表されている。この方針に基づき、入学者選抜についても極めて公正に実施されている。とくに医学部については、近年のいくつかの大学の不正入試とは対照的に、建学以来公正に実施されていることは高く評価できよう。一般入試においては、入学者選抜の透明性を証明するために、学生からの成績

開示に応じている点も評価される。

学生の受け入れの適切性については、定期的な点検評価を行い、それに基づき改善・向上を図っている。

問題点としては、保健学部の入学定員に対する入学者数の比率は1.12と適切であり、入学者数も次第に増加しているが、志願者数が前年度に比較して約850名も減少したことである。他大学の実態調査・情報を参考に、原因を早急に検討して対策を立てることが望ましい。また、大学院に関しては、各研究科いずれにおいても定員充足率が低く、抜本的な改善が求められる。

<学生支援>

大学の理念・目的や入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針は、適切に明示されている。井の頭キャンパス移転以降も、杏林大学学生支援センター規程に定められた「学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針の下で、学生支援事業が進められている。

総合相談窓口として学生支援課カウンターに窓口（あんずの窓口）を開設し、学修相談、ハラスメント、心の健康相談、体の健康相談のそれぞれの係につなぐ窓口となっている。例えば、修学に関する支援については、3つの学部（保健、総合政策、外国語）において入学前教育が行われ、また、すべての学部においてピアサポートを導入し、学内での良好な人間関係の構築や大学への帰属意識の高まりに寄与している。障がいのある学生に対する修学環境整備については、物理的・施設面における整備がなされている。しかし、障がい学生の受入の実績がないため、障がい学生に対する支援体制は今後の課題とされている。また、留学生等の多様な学生に対する修学支援も実施されているが、その効果については明示されていないので検討する必要がある。

他の支援体制も適切に整備され実行されている。学生の進路に関する支援も的確に行われている。中でも、進路選択に関する支援やガイダンスを新入生や低学年から実施しており評価できる。学生の正課外活動を充実させるための支援も実施されている。とくに地域周辺を中心としたボランティア活動は、キャンパス移転後に利便性が向上したこともあいまって増加している。

次に、学生支援の適切性についての定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについても、的確に実施されている。学生支援の適切性については月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。その一例として、杏林大学奨学金・海外研修奨学金の申請時の基準を見直し、各学部上位50%のGPAに申込基準を設定することで、奨学金申込者の学部間不均衡を是正したことは高く評価できる。

II 概評及び提言

【基準 2】内部質保証

<概評>

内部質保証に関する基本的な考え方は、「杏林大学内部質保証の方針」に定められ、内部質保証の推進に責任を負う組織体制及び手続、教育の質の検証及び改善・向上のための指針を明確にしている。この全学的な方針は大学ホームページを通じて公表され、学内で共有されている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的かつ中核的な責任組織は学部長会議であり、学長を議長とし、各学部長・研究科長、事務局長、事務局次長、総務部長、経理部長で構成されている。学部長会議の下に全学委員会としての「自己点検・評価委員会」が設置され、さらに学部・研究科等の各部門・部署に自己点検・評価を分掌する委員会（学部等委員会）が置かれている。

全学レベルの自己点検・評価委員会は、原則として毎年自己点検・評価及び外部評価を実施している。その結果、改善が必要と認められる事項については、学部長会議は当該部門の長に改善の実施を指示し、結果は当該部門長から学長に報告される。こうした PDCA サイクルを通じて日常的な改善が図られつつある。

3つの方針（卒業判定・学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受入れの方針(AP))については、建学の精神、理念・目的及び教育目標に基づき、DPは「学生が卒業（修了）時点までに獲得すべき能力」を教育組織ごとに明示し、CPはその能力を獲得するために必要な「教育内容、教育方法及び成果の測定」を明示している。そして、APは、DPで明示された能力の獲得を目指す学生を「求める学生像、資質」に、またCPに示した教育内容、教育方法を受講するために必要な学力等を「求める学習成果」に明示している。3つのポリシーの関連性、整合性は取れている。各学部・研究科における3つの方針は、上記の全学的な基本方針及び学部・研究科の理念・目的及び教育目標を踏まえて設定されている。

全学内部質保証推進組織である学部長会議における2018年度における全学的な改善に向けた取組みとして、(1)3つのポリシーの適切性、(2)全学的な学修成果の測定について、(3)GPA (Grade Point Average)のポイントについて、(4)前回の認証評価（2015年度）結果の改善状況について、(5)「杏林大学内部質保証の方針」の策定と、それに基づいた内部質保証体制の構築、の5つを挙げており、内部質保証システムが有効に機能しつつあるといえる。学部、研究科その他の組織は、規程に基づき原則毎年自己点検・評価を実施し、全学レベルの自己点検・評価及び外部評価の結果を踏まえ、自主的に改善・向上に向けた対応をするとともに、学部長会議（学長）からの指示を受けて改善・向上に向けた対応をしている。

外部機関等からの指摘事項については、「設置計画履行状況報告書」を毎年提出するとともに、「学部等の設置届出書」とあわせてホームページで公表している。前回受審した認証評価機関からの指摘事項についても、評価結果を全組織において共有すると同時に、具体的な改善・改革に着手し、改善報告書を提出している。なお、点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、学外有識者3名から成る外部評価委員会を設置し、原則毎年自己点検・評価活動に関する評価を行い、そ

の結果は自己点検・評価委員会に報告され、学内外に冊子やホームページを通じて公表されている。学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報はすべて公表している。情報の公表については大学ホームページのトップから閲覧しやすくしている。しかし、情報公開の適切性を検証する全学的な組織は設けられていないので、早期の対応が望まれる。全学的な内部質保証システム及びP D C Aサイクルの適切性については、まだ内部質保証を推進するための組織体制を整備したばかりであり、学部長会議を中心としてP D C Aサイクルが稼働し始めたところである。今後はさらに、新たな検証・評価のための目的あるいは視点の設定が望まれる。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 学部長会議を中心に全学委員会及び学部等委員会における自己点検・評価及び外部評価が効果的に実施されており、適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価も行われている。

<努力課題>

- (1) 情報公開の適切性を検証する全学的な組織が設けられていないので、早期の対応が望まれる。
- (2) 内部質保証もしくはP D C Aサイクルを検証・評価するための目的及び視点の設定が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準4】教育課程・学習成果

<概評>

大学及び学部・研究科の理念・目的を踏まえ、それぞれ教育目標を定めた上で卒業要件・修了要件を明確にした学位授与方針（D P）が設定されている。絶えず変化している現代社会に対応しつつ総合大学としての個性化を図っている。例えば、医学部では、医師として必要とされる高い倫理観と豊かな人間性を備えた上で、基本的な医学的知識や技術の習得はもとより、高いコミュニケーション能力や地域社会との関わりについても方針に示している。

学位授与方針をはじめ3つのポリシーについては、各教授会・研究科委員会で策定された後、学長を議長として、大学の教育と研究に関する重要事項、各学部相互の連絡調整に係る事項等を審議することを目的として設置された「学部長会議」において、その適切性を検証している。全学的な方針の策定のためには、教員の意見に偏ることがないように、教育課程の編成に事務職員の参画が必要不可欠であるとの考えにより、学部長会議には学長・各学部長・各研究科長に加えて、専門的な支

援スタッフで構成されている。また、医学部では、教職員全員に配付する「教職員ガイドブック」に記載するとともに、「大学の運営および教育研究にかかる重要事項の確認」において、年に1回内容の理解を促すとともにフィードバックを求め、提起された意見の反映を行うことで、検証自体が形式化しないように努力している。

また、学位授与方針と同様に、大学の教育理念を踏まえた上で、大学全体の教育課程の編成・実施方針（C P）を定め、その方針に従って学部・研究科及び学科・専攻単位（授与する学位）ごとに策定している。その内容は、①教育課程の体系と授業区分及び授業形態、②教育内容、③教育方法、④成果の測定、から成っている。例えば、外国語学部英語学科では、カリキュラムの体系的示すために科目ナンバリングやカリキュラムの構造を分かりやすく示すためにカリキュラムマップを、また単位制度の実質化を図るために履修科目登録上限制（C A P制）を、さらに学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるようにアカデミックアドバイザー制度などを導入している。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、履修案内やシラバスをはじめ、大学ホームページ上で広く一般にも公開されており、必要に応じて内容を確認できるようになっている。

大学及び学部・研究科のいずれにおいても、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関性については、それぞれ対応関係となるように示されており、教育内容と教育方法についても具体的な取り組み内容を明記している。教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるよう工夫を凝らしている。

いずれの学部・研究科においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。専門分野の学問体系や特性を考慮した教育課程が編成され、例えば医学部及び保健学部では、国家試験受験や資格取得等も踏まえた授業科目を開設している。また、総合政策学部では、専門科目に偏することなく学際性、キャリア教育、グローバル教育の充実を図り、外国語学部では学部独自の外国語習得プログラムを用いた英語や中国語を必修科目として配置している。

各学位課程にふさわしい教育内容を設定している。学士課程では初年次教育、高大接続への配慮、建学の精神である「真・善・美の探究」を反映した教養教育と専門教育の適切な配置等が、大学院課程ではコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等がなされている。また、各学部・研究科において、社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置も講じられている。具体的には、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るためのC A P制（履修登録単位数の上限設定）、授業の到達目標や学習成果の指標、成績評価方法・基準等を明示したシラバスの作成、授業評価アンケートに基づくシラバスと授業内容との整合性の確保のほか、学生の主体的な学びを促進させるアクティブラーニングを取り入れた授業や少人数編成の授業、教職員協働によるガイダンスや適切な履修指導などが挙げられる。大学院においても、学位課程ごとに研究指導内容・方法、年間計画を盛り込んだ研究指導計画を明示し、それに基づく研究指導を適切に行っている。

成績評価、単位認定及び学位授与については、すべての学部・研究科において適切に行われている。単位認定は、シラバスに明示した成績評価基準に従って適切に行われ、既修得単位や他機関での履

修成果についても単位認定等を適切に実施している。成績評価及びその方法は学則に基づき、シラバスや「履修案内」で学生に周知され、客観性、厳格性を担保するための措置も講じられている。とくに医学部では、医学教育センターにおいて試験問題の正解と識別指数を算出しながら客観性、厳格性を高めている。

大学院研究科においては学位論文審査基準や学位審査手続きが明示され、「履修案内」や「シラバス」「大学院要項」等で学生に明示されている。学位審査及び修了認定についても、外部審査委員を加えるなどの工夫により客観性、厳格性を確保している。学位の授与は、教務委員会、教授会・研究科委員会の議を経て、学長が卒業・修了を認定している。

学習成果を適切に把握・評価するために各学部・研究科は、国際的な成績評価指標であるGPAで評価している。また、各種テストやアンケート等の適切な根拠（資料、情報）に基づき、教務委員会が主体となって、FDなども活用しながら点検・評価を行っている。さらに、学生による授業評価アンケートによる調査を2019年度から導入するなど、学習成果の点検・評価を適切かつ効果的に行っている。なお、学部によって、CBTやOSCE、「月例テスト」を活用したり（医学部）、TOEIC等を活用したり（外国語学部）、TOEIC Bridge TestやGPSテストを活用したり（総合政策学部）している。

学習成果の把握・評価については、以下の長所を指摘することができる。医学部では、入学時の成績、各科目の成績及び出席率、共用試験（CBTやOSCE）の成績、卒業時の成績、国家試験合格の状況などのデータを医学部IR室で定期的に収集・分析を行い、教務委員会に報告している。これにより、進級判定においても、過去の経時的なデータに遡って評価する体制が整い、データに基づいた合理的な判断ができています。また、医学教育センターと教育評価委員会の設置により、定期的かつ系統的にカリキュラムモデルとカリキュラムの構造・構成や教育機関及び必修・選択教育内容等の主な構成要素を評価する仕組みが整えられた。医学部及び保健学部における国家試験の合格率の高さは、こうした教育課程や教育内容の適正性を証明している。

また、総合政策学部と外国語学部における複数の教員が担当する科目での担当者間での授業内容・方法、学習成果の定期的な検証、総合政策学部におけるプレゼミやベーシック科目の担当者会議、授業評価アンケートに基づく「ピア・オブザーブ制度」の導入は、授業方法の改善や教育の質の向上に寄与するものと評価できる。

他方、総合政策学部及び外国語学部においては、明確なアセスメントポリシーを策定するなど学習成果測定の実現が課題として残されている。また、井の頭キャンパスの合同科目については、履修希望者が多い科目があり、少人数教育を実現するためにはクラス数を増やすなど検討する必要がある。

PDCAサイクルについては、すべての学部・研究科において、教育課程及びその内容、方法について教務委員会やFD委員会を中心に定期的に点検・評価を行っており、その結果を次の自己点検・評価報告書で報告している。これに基づき、外部評価委員会や学部長会議での議論を経て学長から改善・向上の指示が行われている。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 2018年に医学部にIR室が開設され、データのより詳しい解析が可能となり、学修成果を総合的に収集・分析する体制が整えられた。また、医学教育専門家を含む学外有識者や学生代表者が参画する教育評価委員会(学生代表も参画)の開設により、客観的かつ多角的な分析が期待できる。
- (2) 医学部及び保健学部における国家試験の合格率の高さは、教育課程及び教育方法の適正性を裏付けるものといえる。

<努力課題>

- (1) 総合政策学部及び外国語学部においては明確なアセスメントポリシーを策定するなど、学習成果測定の充実が望まれる。
- (2) 履修希望者が多い科目(井の頭キャンパスにおける合同科目など)については、クラス数を増やすなどして効果的な学習ができるよう対処することが望まれる。その意味では、最近、学長より、各授業科目の履修者数の上限を原則として100名(2020年度は移行措置として150名)に設定し、学修環境を改善していく方針が示された点は注目される。

<改善勧告>

なし

【基準5】学生の受け入れ

<概評>

大学の建学の精神である「真・善・美の探究」を明確に理念として掲げ、この理念を大前提として、学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を適切に設定・公表し、大学発行の種々の媒体にも明確に示されている。受け入れ方針の内容も良く練られた上で、設定されている。

この受け入れ方針に基づき、入学者選抜は極めて公正に実施されている。とくに医学部については、近年のいくつかの大学の不正入試とは対照的に、建学以来公正に実施されていることは高く評価できよう。また、一般入試においては、入学者選抜の透明性を証明するために、学生からの成績開示に依拠している点も評価される。学生の受け入れの適切性については、定期的な点検・評価を行い、それに基づいて改善・向上を図っている。

問題点としては、保健学部の入学定員に対する入学者数の比率は1.12と適切であり、入学者数も次第に増加しているものの、志願者数が前年度に比較して約850名も減少したことである。これについては、他大学の実態調査・情報等を参考に、原因を早急に検討して対策を立てることが望ましい。

また、大学院に関しては、各研究科いずれにおいても定員充足率が低く、抜本的な改善が求められる。大学側は、①今後、学部在籍学生などへの意識調査等を実施し、大学院進学数が低迷している原因を解析すると共に、在学生に対して大学院進学・学位取得後のメリット等をアナウンスすることにより、大学院進学率を向上させたい。②それと同時に、社会人特別選抜者に対しては、就業と勉学の両立を図れるように Skype 等を利用した遠隔授業の運用を行うなど、大学院進学のための環境を整えたい。③さらに、医学研究科においては、初期研修 2 年目の研修医にも大学院の門戸を開いて大学院進学率の向上を促すことなどを検討している。こうした取組みが、定員充足率の改善に繋がることを期待したい。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 建学の精神である「真・善・美の探究」を明確に理念として掲げ、学長が先頭に立って「誰かのためにがんばる人」を育成しようとする点は推奨できる。
- (2) 一般入試において入学者選抜の透明性を証明するために、学生からの成績開示に応じている。
- (3) 医学部について、近年のいくつかの大学の不正入試とは対照的に、建学以来公正に実施されていることは高く評価できる。

<努力課題>

- (1) 保健学部の志願者数が大幅に減少したので、原因を早急に検討して対策を立てることが望まれる。
- (3) 大学院に関しては、各研究科いずれにおいても定員充足率が低いので、抜本的な改善が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準 7】学生支援

<概評>

大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針は、適切に明示されている。2008年に学生支援を全学的・組織的に実施するため、八王子キャンパスに学生支援センターを設置した。井の頭キャンパス移転以降も、杏林大学学生支援センター規定に定められた「学生の人間性・社会性を育成する」という基本方針の下で、学生支援事業が進められている。

総合相談窓口として学生支援課カウンターに窓口（あんずの窓口）を開設し、学修相談、ハラスメント、心の健康相談、体の健康相談のそれぞれの係につなぐ窓口となっている。他の支援体制も適切に整備され、実行されている。学生の進路に関する支援も的確に行われている。中でも進路選択に関

する支援やガイダンスを新入生や低学年から実施しており、評価できる。学生の正課外活動を充実させるための支援も実施されている。とくに地域周辺を中心としたボランティア活動はキャンパス移転後に利便性が向上したこともあまって増加している。他方で、留学生等の多様な学生に対する修学支援も実施されているが、その効果については明示されていない。

修学に関する支援については、3つの学部（保健、総合政策、外国語）において入学前教育が行われ、また、すべての学部においてピアサポートを導入し、学内での良好な人間関係の構築や大学への帰属意識の高まりに寄与している。障がいのある学生に対する修学環境整備は物理的・施設面における整備がなされている。しかし、障がい学生の受入の実績がないため、障がい学生に対する支援体制は今後の課題とされている。

成績不振の学生、留年者や休学者に対してはアカデミックアドバイザーが面談するなどして対応している。また、修学意欲の低下を動機とする退学者に対しても、全学的課題として担当教員面談、保護者との情報共有等の対応を行っている。奨学金その他の経済的支援については、大学独自の奨学生制度を7つ整えている。人物・学業にすぐれた経済的困窮者や海外の大学等への留学生への奨学金の給付や学費の減免制度が実施されている。

学生の生活に関する支援については、学生の心理的、身体的健康相談のために学生相談室と保健センターが設置されている。保健センターでは、アナフィラキシーショック時に対する救急医療用の器具・薬剤を常備し、AEDは5台設置・管理している。平日は臨床心理士が常時配置され、学生の心の健康に関する相談に対応している。閉室時間中の対応については、井の頭キャンパスの3学部が24時間電話対応サービス体制を整え、学生だけでなく保護者の悩みや相談に対応している。

各種のハラスメント防止のためには、防止対策委員会および相談窓口等が設置され、広報や啓発活動、研修会の企画と実施等を行っている。また、被害が生じた場合には、苦情処理専門委員会による苦情等への対処及び被害者の救済を行う体制が整えられている。学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮は保健センターを中心にして、人員、設備、医療器具及び医薬品等を備え、関係各部署との緊密な連絡の下に、充実した体制で支援を行っている。

学生の進路に関する支援については、2000年にキャリアサポートセンターを設置し、2016年にはキャリアカウンセラーを置くことで就職を支援する体制を整備・強化している。また、井の頭キャンパスの3学部では、教員と事務職員で構成する就職委員会を設け、学生の進路動向などの情報共有を行い、その結果をキャリアサポートセンターと各学部でフィードバックしている。さらに、学外からも実務経験豊富な企業担当者を招き実践的な講義を行っている。このように、学生に対する就職の支援体制は十分整備されているといえる。

次に、学生支援の適切性についての定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについても、的確に実施されている。例えば、月例の学生支援センター会議において点検・評価を行い、それをもとに改善・向上に向けた取り組みに繋げている。また、点検・評価結果に基づく改善・向上の例としては、奨学金・海外研修留学奨学金の申し込み時の基準である学部別のGPA見直しが挙げられる。上位50%のGPAに申し込み基準を設定することで、奨学金申込者の学部間不均衡を是正したことは高く評価できる。

問題点としては、障がい学生に配慮した修学環境整備が課題であろう。聴覚や視覚に障害を持った学生に対する修学環境整備については、大学として、①ハード面では、井の頭キャンパスにおいて多目的トイレの設置や車椅子対応のスロープ等を設置したり、②ソフト面については、2019年に各部署の職員で構成されたLGBT・障害学生対応検討WGを立ち上げ、大学の現状や他大学の取り組みを検討しながら基本方針を策定したりしている。これまで聴覚や視覚に障害を持った学生への対応は受け入れの経験がないが、こうした支援策を含めてその修学環境をきちんと整える必要がある。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 各学部・学科の就職率・国家試験合格率はいずれも高い水準にあるが、とくに国家試験合格率は、ごく一部を除き全国平均を超えており、学修面での支援のアウトカムとして認めることができる。
- (2) 地域周辺を中心としたボランティア活動は、キャンパス移転後に利便性が向上したこともあいまって増加しており、社会性や地域とのつながりの観点からも評価できる。
- (3) 学生の心理的支援について、臨床心理士による個別カウンセリングに加えて、保護者や教職員との情報共有・コンサルテーションなど、きめ細かに支援を行っている。

<努力課題>

- (1) 留学生等の多様な学生に対する修学支援も実施されているが、その効果については明示されていないので検討が望まれる。
- (2) 聴覚や視覚に障害を持った学生への対応は受け入れ経験がないが、今後そのような学生に配慮した修学環境整備をきちんと整えることが望まれる。
- (3) 留年者・退学者が減少していない事態に対して、大学入学前から受験生のみならず保護者や高校の先生等への広報・啓発活動の充実が望まれる。

<改善勧告>

なし

以上